

令和5年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 社会福祉法人博秀会 たいすい保育園
 こども未来部保育幼稚園課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和6年1月17日

【社会福祉法人博秀会 たいすい保育園】

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 保育士の能力向上について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 幼児教育センターにおいて研修プログラムを有効に活用しており、引き続き研修プログラムの活用と園での情報共有をしながら特別な支援が必要な子どもが入園した際には常に対応できるような体制を整備すること。	【 継続努力 】 令和 6年 8月31日 研修プログラムを定期的に活用し、学んだ内容を職員間で共有を行う。また、個別の支援計画等を作成する際は、保護者や専門機関と連携し、定期的に体制を見直すなど、職員間の協力体制を強化し、質の高い支援を提供できるよう努める。
	【 措置済 】 令和 6年12月17日 研修計画に基づき特別支援の研修を受講し、研修内容を職員会議等で共有した。 個別の支援計画の策定に際しては、専門機関と会議の場を設ける等連携を強化し、小学校への接続の際にも個別の支援計画の資料を活用した。 また、ケース会議を実施し、職員間の協力体制を強化することで、支援の質の向上に努めた。

【こども未来部 保育幼稚園課】

指 摘

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 事務の適正性について【法規性の視点】 ア 補助対象児認定調書の様式について、あて先に付ける敬称部分に「四日市市長様」と、「様」を用いているが、敬称部分を空白とした様式に改めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 4月 1日 令和6年度より敬称を空白とした様式に改めた。</p>
<p>イ 「事業計画書」と「事業成績書」は同一の様式である「事業計画(成績)書」を使用している。書類が分かりにくいいため、交付申請は「事業計画書」、実績報告書は「事業成績書」と改めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 4月 1日 令和6年度より「事業計画書」と「事業成績書」の様式を分離した。</p>
<p>ウ 園からの補助金申請の提出書類の確認において、一部不適切な運用がなされていた。確実にチェックし、不備な点は早急に指示をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 8月 31日 不備が発見された際は保育幼稚園課で修正を行わず、随時園に修正を指示し再度提出を求めることとした。</p>
<p>② 補助対象児童の認定について【法規性の視点】 対象児童の認定については、補助金交付要領第6条第2項に「四日市市特別支援保育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)にて協議することとなっているが、専門委員会を経由しないまま、園に専門委員会での協議した結果として通知している。 専門委員会の関与について整理されておらず、対象児童の認定の実態と補助金交付要領が乖離している。対象児童の認定における専門委員会の関与について、考え方を整理したうえで補助金交付要領を見直し、補助金交付要領に沿った形で事務を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 4月 1日 対象児童の認定については、補助金交付要領の規定等と実際の事務処理に齟齬が生じており、本来は要領を改正し、規定等を見直す必要があったが、見直しのないまま事務処理が続けられていた。 今回、本財政援助団体監査による指摘を受け、令和6年度に要領の改正を行い、実際の事務処理に沿った規定や様式となるよう見直しを行った。</p>
<p>③ 専門委員会について【有効性の視点・法規性の視点】 専門委員会は複数の役割を有しているが、その依拠するところの要綱や要領、それに定められている様式に不整合が生じている。専門委員会の役割やあり方、補助金交付の事務処理の流れを改めて検証し、専門委員会を分割することも含め事務処理の流れ並びに要綱、要領及び様式を見直すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 4月 1日 特別支援保育は主に公立園において実施しており、専門委員会のなかで、支援児がより良い集団生活が送れるように支援内容や入園後の配慮等について、園とともに検討を行っている。 一方、私立保育園、認定こども園においては、支援が必要となる児童の保育に対応するため、本補助金を活用し、加配保育士の配置を行っている。私立園においては軽度の支援児が多く、対象児童の認定については、軽度の支援児も含め幅広く認定を行っており、課内の保育指導担当に確認を行いながら事務処理を進めている。なお、補助金交付要領については、令和6年度に要領の改正を行い、実際の事務処理に沿った規定や様式となるよう見直しを行った。</p>

<p>④ 補助金交付手続きの実施時期について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>事業開始時期は4月であるが、補助対象児童の調査が10月、交付決定が3月下旬で、補助金交付要領第9条の9割以内の概算交付が事実上不可能な状態となっている。子どもの発達状況及び在園期間の確認が必要であることは理解できるものの、希望する園にあつては概算払いの選択を可能とし、園の財政負担を軽減する制度本来の目的を達成できるよう、スケジュールの見直しを図ること。</p>	<p>【措置済】 令和6年6月7日</p> <p>スケジュールの見直しを図り、年度当初から補助対象児童の調査を兼ねた交付申請案内を行った。</p>
--	---

意見

特になし